

令和4年4月 飯能市農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年4月25日（月曜日）								
開催場所	飯能市役所本庁舎5階委員会室2								
開会・閉会時刻	開会 午後1時30分 閉会 午後2時30分								
議事参与者 (出席委員8名) (推進委員0名)	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	
	1番 吉田 勝紀	出	2番 綿貫由美子	出	3番 利根川 哲	出	4番 江原 良弘	出	
	5番 肥沼 健一	欠	6番 柏崎 光一	出	7番 大河原佐智子	出	8番 小谷野伸一	出	
	9番 梶川 政夫	欠	10番 大久保博司	出					
	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	
	1番 内野 博司	欠	2番 大野 忠司	欠	3番 落合 久明	欠	4番 河野 和昭	欠	
	5番 古谷 英紀	欠	6番 保谷 剛正	欠	7番 松本 健一	欠	8番 的板 徳市	欠	
	9番 吉田 彰宏	欠							
議案説明者	大久保 雅人								
事務局（書記）	宮本一也 馬場宏幸 中島昌子 片野陽介								

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p> <p>4. そ の 他</p> <p>5. 閉 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員10名中8名出席により成立) (農地利用最適化推進委員9名中0名出席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催 ・ 会長より開会を宣言した。(午後1時30分) ・ 議長が指名することで全委員異議なく7番大河原佐智子委員、8番小谷野伸一委員に決定した。 ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・ 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について ・ 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について ・ 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について ・ 会長職務代理より閉会を宣言した。(午後2時30分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、4月19日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字双柳字上ノ台地内にある畑1筆、面積485㎡でございます。</p> <p>農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではノラボウ、キュウリ、トマト、ハクサイなどの露地野菜を作付けすることです。</p> <p>また、通作については自動車で3分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字下加治などにて農業経営を行っており、その農業経営の</p>

拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人からは、ノラボウ、キュウリ、トマト、ハクサイなどの作付け計画が提出されております。

また、所有農地にはネギなどの露地野菜、栗を中心に作付けしており、適正に管理されております。

なお、譲受人の同一農地農家台帳に登録された父親の所有農地についても、適正に管理されております。

また、通作に関してですが、自動車ですと3分程度ですので、通作可能と考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕うん機1台、お茶刈機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

申請地の北側に隣接する土地の登記簿地目を教えてください。

事務局

地目は宅地です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。 それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、4月20日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字上畑字中堂地内にある畑1筆28㎡です。 農地の現状は、作付けは無く、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p>

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、申請地の隣接地に飯能住まい制度を利用して住宅を建築し居住しておりますが、その際に設置した合併処理浄化槽の地下浸透装置の排水の浸透能力が低下し放流水が適正に浸透処理できない状態となっていることから、放流水を地下に浸透させずに県道の道路側溝に排水するために申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、工事費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

同行して調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かってはいますか。

7番

特段ありません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、4月19日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字宮ノ平地内にある畑1筆313㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されておりました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、上名栗地内にてキャンプ場を運営しております。</p> <p>申請人が経営するキャンプ場は、近年のアウトドアブームで年々利用客が増加しており、事業の拡大が必要となっております。</p> <p>事業用地の選定については、既存のキャンプ事業と本年2月に農地転用の許可となった新規バーベキュー場と、今回の新規飲食事業として古民家レストランの事業を行なうことで、既存事業と新規事業の3つの施策で用地を結ぶブロック化による相乗効果により顧客満足度の向上を目指すというコンセプトに基づき用地の選定を図ったものです。</p> <p>新規の事業用地として、申請人の既存キャンプ場に近い場所を探していた</p>

ところ、申請地を提供いただける話がありました。既存の駐車スペースでは数台の車しか駐車できず、駐車場敷地が不足していたため、今回の申請地であれば十数台程度駐車でき、古民家レストランの客席が満員となった際にも対応できるようにするために申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番

特段問題ありません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請

の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、4月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字阿須字菅沢地内にある畑1筆335㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、大字中居の賃貸住宅に家族2人で居住しておりますが、手狭であり十分な広さの住宅が必要な状況となっております。

申請者の勤務地は飯能市内であり、かつ、高齢の祖母の面倒を看ることから、祖母の住まいの近くで土地を探しましたが条件が合うところが見つかりませんでした。

試行錯誤のうえ、祖母に相談したところ、申請地を貸与していただけることとなったことから申請をするものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で

き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費、附帯工事費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた古谷英紀進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、4月20日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畑字保入地内にある畑1筆496㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、越生町の賃貸住宅にて妻と子4人で生活しております。

申請人は昨年、子どもが生まれ、現在の住宅では手狭となり転居先を検討することになりました。通勤地は市内であることから実家の両親に相談したところ、父が所有する土地を借り受け、分家住宅を建築することについて了承が得られたことから申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費、その他に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地の西側の土地の登記簿地目を教えてください。

事務局

地目は畑です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は、バラの苗です。

平成29年に開催されたコンクールにおいて、金賞を受賞されました。販路としては、主にインターネットでの販売です。

整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。

主にソーシャルファームとして使用し、ハンデのある方が主に作付け等管理を行うということです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。

事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和4年5月 飯能市農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年5月25日（水曜日）								
開催場所	飯能市役所本庁舎5階委員会室2								
開会・閉会時刻	開会 午後1時30分 閉会 午後2時30分								
議事参与者 (出席委員8名) (推進委員0名)	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	
	1番 吉田 勝紀	出	2番 綿貫由美子	出	3番 利根川 哲	出	4番 江原 良弘	出	
	5番 肥沼 健一	出	6番 柏崎 光一	出	7番 大河原佐智子	欠	8番 小谷野伸一	欠	
	9番 梶川 政夫	出	10番 大久保博司	出					
	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	
	1番 内野 博司	欠	2番 大野 忠司	欠	3番 落合 久明	欠	4番 河野 和昭	欠	
	5番 古谷 英紀	欠	6番 保谷 剛正	欠	7番 松本 健一	欠	8番 的板 徳市	欠	
	9番 吉田 彰宏	欠							
	議案説明者	大久保 雅人							
事務局（書記）	宮本一也 馬場宏幸 中島昌子 片野陽介								

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員10名中8名出席により成立) (農地利用最適化推進委員9名中0名出席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催 ・ 会長より開会を宣言した。(午後1時30分) ・ 議長が指名することで全委員異議なく9番梶川政夫委員、10番大久保博司委員に決定した。 ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・ 議案第2号 農用地利用集積計画(案)について ・ 議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について ・ 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・ 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について ・ 報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消について ・ 報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

4. そ の 他

【1】農地の権利取得における下限面積の設定について

- ・次回6月総会での議案審議に先立って、事務局より説明を行った。

【2】令和5年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約について

- ・意見が出なかった為、意見無しで報告することに決定した。

【3】令和5年度農林関係税制改正に関する要望について

- ・次回6月総会での審議に先立って、事務局より説明を行った。

5. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時30分)

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
【議案書読み上げ】
説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。
地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の梶川政夫委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、5月21日に松本健一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。
申請地は大字坂石町分字高畑地内にある畑2筆、面積693㎡でございます。
農地の現況は保全管理されております。
譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。
譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ネギ、サトイモ、ニンジンなどの露地野菜を作付けすることです。
また、通作については徒歩5分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。
以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、梶川政夫委員の説明のとおりです。
譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。

譲受人は現在、市内の戸建住宅に妻と2人で居住しています。
農作業については、夫婦共に40年以上の農作業経験があります。
譲受人からは今回、ジャガイモ、ネギ、サトイモ、ニンジンなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、徒歩5分程度ですので、通作可能と考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和4年5月6日、同日農業委員会受付となっております。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、刈払機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました松本健一推進委員から、何か意見等預かっていますか。

9番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第2号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定となります。

経営作物は、水稻です。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、主にサツマイモ等の露地野菜になります。

販路としては、農協や直売所、店舗への出荷、ネット販売などです。

整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は主に水稻、大豆、麦などを作付けしております。

整理番号4番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。

販路としては、スーパーへの出荷などです。

整理番号5番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、有機農法での少量多品目の露地野菜になります。

販路としては、個人宅への配送などです。

整理番号6番の方は、新規での利用権の設定になります。

原材料の生産から加工販売までの6次産業化をめざす法人です。

経営作物は、もちきびなどです。

収穫した作物は、自身で経営する店舗の商品の材料となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

3 番	6 番の方は、農業の技術的な面でアドバイザーなどがいるのか、あるいはご自身で農業経験などがあるのか教えてください。
事務局	事前に吉田勝紀会長、柏崎光一会長職務代理、大河原佐智子委員、的板徳市推進委員と農務担当職員とで実施したヒアリングにおいて、代表取締役自身が農業大学の出身であり、ご自身の実家も家畜を取り扱う農家であると聞き取りをしております。
議長	必要な農業器具および農業機械など、自身で購入し備えていることを現地にて確認しております
3 番	申請地周辺において、鳥獣被害はありますか。
6 番	この周辺は、主に鳥害です。
議長	その他、ご意見、ご質問ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出及び、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出の取消及び、報告第4号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。

令和4年6月 飯能市農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年6月27日（月曜日）							
開催場所	飯能市役所本庁舎5階委員会室2							
開会・閉会時刻	開会 午後1時30分 閉会 午後4時30分							
議事参与者 (出席委員8名) (推進委員0名)	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠
	1番 吉田 勝紀	出	2番 綿貫由美子	出	3番 利根川 哲	出	4番 江原 良弘	欠
	5番 肥沼 健一	出	6番 柏崎 光一	出	7番 大河原佐智子	出	8番 小谷野伸一	出
	9番 梶川 政夫	欠	10番 大久保博司	出				
	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠
	1番 内野 博司	欠	2番 大野 忠司	欠	3番 落合 久明	欠	4番 河野 和昭	欠
	5番 古谷 英紀	欠	6番 保谷 剛正	欠	7番 松本 健一	欠	8番 的板 徳市	欠
	9番 吉田 彰宏	欠						
議案説明者	大久保 雅人							
事務局（書記）	宮本一也 馬場宏幸 中島昌子 片野陽介							

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10 名中 8 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 0 名出席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催 ・ 会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分) ・ 議長が指名することで全委員異議なく 9 番梶川政夫委員、10 番大久保博司委員に決定した。 ・ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・ 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・ 議案第 3 号 農地の権利取得における下限面積の設定について ・ 議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) について ・ 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・ 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

4. そ の 他

【1】市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について
・事務局より資料に基づいて制度概要について説明し、農業委員、推進委員ともに全員加入することに決定した。

【2】農業者年金について
・事務局より農業者年金について説明し、加入推進名簿等の確認を行った。

【3】農地利用状況調査について
・資料により農地利用状況調査の調査員、事務員の紹介と今後のスケジュールについて事務局より説明を行った。

【4】活動記録簿の記入に関する留意事項について
・事務局より記入例に基づいて記入方法について説明を行った。

【5】農業委員会サポートシステム「現地確認アプリ」について
・事務局より「現地確認アプリ」の操作マニュアル及び操作動画が農業委員会事務局宛に届いたことを報告した。必要な方は、農業委員会事務局まで連絡する旨の説明を行った。

5. 閉 会

・会長職務代理より閉会を宣言した。（午後4時30分）

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、6月22日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字落合字松葉、川淵、宮下地内にある田4筆、面積2,658㎡でございます。</p> <p>農地の現況は2筆については低草がありましたが保全管理されておりました。残り2筆については水張りがされておりました。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では稲、ジャガイモ、キュウリ、ナスなどの露地野菜を作付けするということです。</p> <p>また、通作については車で数分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を拡大するものでございます。</p>

譲受人は現在、大字前ヶ貫の戸建住宅に家族6人で居住しています。
農作業については、譲受人、父、母の3名で従事いたします。農作業経験については譲受人が13年、父母は共に30年以上の農作業経験があります。

譲受人からは今回、稲、ジャガイモ、キュウリ、ナスなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、車で数分程度ですので、通作可能と考えます。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、農業用トラクター1台、農業用バックホウ1台、コンバイン1台、米乾燥機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていませんか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地の中の2筆については、現況を見る限り田ではありませんが、どのような作付け計画でしょうか。

事務局

こちらの農地については、大根、白菜などの露地野菜を栽培する作付け計画となっております。

議長

その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と整理番号3-3と整理番号3-4については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と整理番号3-3については、地区担当委員の綿貫由美子委員より、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-4については、地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、6月20日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平松字東原地内にある畑1筆、面積1,009㎡でございます。農地の現況は作付けがされておらず、農地の一部に重機や鉄板が敷かれている状態でした。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことでした。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では植木の苗木の作付け、ジャガイモやネギ、ナス等の露地野菜の作付けするとのことですが、現地調査をしたところでは、この作付け計画どおりに申請地で作付けされるかは判断しかねます。

以上です。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、6月20日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平松字東原地内にある畑1筆、面積587㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

説明は以上です。

議長

続けて、利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3 番

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 4 について、6 月 2 0 日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字双柳字甲新田地内にある畑 1 筆、面積 1, 9 8 6 m²でございます。

農地の現況は梅が植えてあり、下草がある状態です。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では譲渡人が作付けした梅を引き続き肥培管理するとのことです。

また、通作については徒歩で 5 分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 2、整理番号 3 - 3、整理番号 3 - 4 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を拡大するものでございます。

譲受人は現在、大字平松地内の戸建住宅に妻と居住しています。

農作業については、譲受人、妻、息子を含め、7 名で農作業に従事する予定です。

農作業経験について、譲受人は 4 0 年以上の農作業経験があります。

譲受人からは今回、大字平松字東原の 2 筆の農地については、植木の苗木の作付け、ジャガイモやネギ、ナス等の露地野菜の作付け、そして、大字双柳字甲新田の農地につきましては、梅を肥培管理する計画が提出されております。

また、通作に関してですが、いずれも徒歩圏内ですので、通作可能と考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和 4 年 6 月 6 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する 6 つについてご説明します。

1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませんが、現時点では自己所有農地で未作付地があるため、申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められず、農地法第 3 条 2 項 1 号に該当すると考えられます。

2 つ目、機械の所有状況ですが、耕運機を 1 台所有しており、トラクターを

1台、除草機を1台リース予定ですが、現在の労働員数による営農状況から鑑みて、申請地を取得しようとする者、又はその世帯員等の耕作の事業に必要な農作業に従事する数等が不足していると考えられ、農地法第3条2項1号に該当すると考えられます。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者は現在の営農状況から鑑みて、常時農作業に従事すると認められず、臨時雇用労働者も現在の営農状況から鑑みて常時農作業に従事すると認められず、農地法第3条2項4号に該当すると考えられます。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

綿貫由美子委員、利根川哲委員、両委員にお伺いいたします。

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、整理番号3-3、整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

申請地の西側に譲受人所有農地とありますが、作付け品目を教えてください。

事務局

一部露地野菜などが作付けされておりますが、一部農地の様を呈していないところがある為、当件については、代理人にはお伝えしておりますが、今後、改めて申請人に対して指導をします。

3番

現地調査報告や事務局からの説明、議案書の資料を確認したところから、農地法第3条2項1号、農地法第3条2項4号に該当すると考えられます。

このようなことから、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、整理番号3-3及び整理番号3-4については、不許可が望ましいと考えます。

議長

ただいま、不許可とする事が望ましいとの発議がございました。
ここまでの中で、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、ただいま発議のありました不許可とするものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2については不許可とするものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3については不許可とするものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4については不許可とするものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-5及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、

ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-5及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について、6月23日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字辻ノ前地内にある畑2筆、面積631㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ネギなどの露地野菜を作付けするということです。

また、通作については居住予定地に隣接しておりますので、特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、6月23日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字辻ノ前地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。

譲受人は現在、東京都杉並区の賃貸マンションに妻と居住しています。

農作業については、夫婦2名で耕作をします。農作業経験については夫婦共にキュウリ、トマト、ナスなどをプランターで栽培した経験があります。今後の耕作につきましては、周辺の農地管理者等からアドバイスを受けながら周辺農地に影響が出ないよう栽培を行います。

また、今回、申請地の隣接地に住宅を新築し、妻と共に自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは今回、ジャガイモ、ネギの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接しておりますので、通作には全く問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都杉並区の賃貸マンションにて妻と生活をしております。

老後は、自然豊かな環境で趣味の山登りや釣りなどのアウトドアや家庭菜園を楽しみながらの生活を希望し、関東近郊の不動産を探していたところ、知人から飯能市内の土地を紹介され、希望する条件にあったことから、当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請しており、今後、ジャガイモ、ネギなどの露地野菜を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、申請地を選定したとのことです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

申請人の年齢を教えてください。

事務局

申請人の年齢は、75歳です。

6番

申請人の農作業については、同行して調査した大野忠司推進委員も、申請人から相談があった際には、指導をすると仰っておりました。

議長

農作業経験については夫婦共にあまり無く、今後は周辺の農地管理者等からアドバイスを受けながらやっていきたいとのことなので、大野忠司推進委員か

らも指導といった形で、応援していただければ良いことと思います。
他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して件に進達します。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
【議案書読み上げ】
説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。
地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、6月22日に落合久明推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。
申請地は大字白子字南地内でございます。
農地の現状は、保全管理されております。
周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。
現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えておりま

す。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、三郷市の賃貸住宅にて妻と子で生活をしております。

申請人は現在、三郷市内において整体院を営んでおりますが、現在の生活環境は住宅が密集し、対人関係にも苦慮することが多いことから自然豊かな地域でゆったりと生活できる場所に新たに整体院を開院するため、県内の西部地域を中心に転居先を探していたところ、住環境や家庭菜園のしやすさなどから申請地を選定いたしました。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました落合久明推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

5 番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

一般個人住宅の建築を目的とした農地転用の場合は、転用できる面積の上限が500㎡であったと認識していますが、いかがでしょうか。

事務局

通常的一般個人住宅の建築を目的とした農地転用の場合は、ご指摘のとおりですが、今回の申請地の場合は、法面など実質的に利用不可部分があり、不可部分を求積した結果、500㎡以下でしたので、今回はこれらの内容での申請となりました。なお、こちらについては既に許可権者である県とも協議済みでございます。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7 番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、6月23日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下直竹字森ノ下地内でございます。

農地の現状は、獣害対策の柵が設置されており、低草が生えている状態です。周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えておりま

す。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都練馬区の賃貸アパートにて妻と2人で生活しております。

申請人は現在、東京都中央区内の会社に勤務しておりますが、リモートワークが中心の勤務体系となり会社に出勤することが減ったことから、都心から離れて居住することが可能となりました。

申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

飯能住まい制度としては、60件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

議長	<p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p> <p>同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。</p>
7番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、6月23日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字下直竹字森ノ下地内でございます。</p> <p>農地の現状は、作付けは無く、低草が生えている状態です。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、大字岩沢の賃貸アパートにて妻と生活しております。

申請人は以前から自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

飯能住まい制度としては、59件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、6月22日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字阿須字上河原地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、飯能市内（川寺）の賃貸住宅にて妻と子の3人で生活しております。

申請人は今年の夏ごろにはお子さんが生まれる予定であり、現在の賃貸住宅では手狭になることから住宅新築を検討し土地を探していたところ、今回の申請地が妻の実家にも近く、家庭菜園ができる十分な広さがあるなど条件にも合

うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。
申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。
次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。
2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。
3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。
4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。
5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、6月20日に保谷剛正推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字平松字大道地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地の西側に農地がありますが、譲渡人の農地でありますので、特段問題はないと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

申請人は大字芦荊場地内にある土木・解体業を営む法人です。

申請者は、業績が好調となるにつれ、現在の廃棄物置場のスペースでは手狭となり、車両等の出入りが困難となってきたことから資材置場の移転を計画いたしました。

移転先の条件として、車両の運搬等に支障のない所、業務規模に見合う適度な広さがある所、現在の置場から近く、移転が容易な所の3点を条件とし、候補地を検討していたところ、申請地が条件に適していることから、移転先として申請するものです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、

造成費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

2番

転用目的が資材置場となっておりますが、隣接する土地の地権者から事前に同意書などを頂いているのでしょうか。

事務局

事前に許可権者である県に確認したところ、隣接する土地が宅地などの非農地である場合、隣接する地権者から同意書を求めることは、出来ないとの回答でした。

2番

申請地の前面道路は、通学路となっておりますが、4トントラックなどが出入りすることが想定されますが、児童への安全面はどのように考えておりますか。

事務局

申請地の前面道路は、委員の仰るとおり小学校の通学路となっておりますので、関係部署への情報提供をしています。

2番

今回、転用目的が資材置場となっておりますが、周辺が宅地である為、工事

	<p>が完成するまで、事務局としても注視していただきたいです。また、工事完成後も万が一何かあった場合には、何かしら対処していただきたいですが、事務局としては、どのようにお考えか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>許可内容が履行されるまでは、農地法の農地という扱いになりますので、事務局も含め農業委員会としてもパトロールをお願いします。</p> <p>何かありましたら事務局の方へ報告していただければと思います。</p>
議長	<p>自治会への情報提供や自治会から住民説明会を開催してもらうなどの要望は出来ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法の観点では、そこまでは求められませんが、事務局としては、総会後に、代理人に総会でいただいた意見を伝えさせていただきます。また、騒音などの環境面や通学路の安全面の問題も考えられますので、関係各課へ連絡させていただきます。</p>
3番	<p>申請地に建築物を建てられるような恐れはありませんか。</p>
事務局	<p>関係課へ確認したところ、関係法令上、建築物は建てられないとの回答をいただいております。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【賛成多数】</p>
議長	<p>賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について審議いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p>

事務局	<p>なお、詳細については担当から説明いたします。</p> <p>議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について、説明いたします。</p> <p>飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50a、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5a、その他の区域を農地法施行規則第17条第1項を適用し、30aで設定しております。</p> <p>この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。</p> <p>5月総会のその他で事前に説明させていただいたところですが、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積計画(案)について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、主に大豆、麦、野菜等の様々な品種の野菜を作付けしております。</p>

販路としては、有機栽培による野菜のセット販売を行っています。
整理番号2番の方は、新規および更新の利用権設定になります。
経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。
販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。
説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

3番

担い手農家から、なかなか纏まった農地が利用集積できなく困っていると相談されるのですが、どのような対策をされているのでしょうか。

事務局

農地の地権者や担い手農家から農地の貸借の相談はあります。担当としては、こういった相談の際、なるべく利用集積されるよう、貸し手と借り手のマッチング調整をして業務を進めているところです。

今回の申請の中にも、マッチング調整した農地がございます。

このような場合もありますが、地権者の要望や考え方、相談のタイミング、担い手農家の農法や隣接農地の方との人間関係もあり、無事に利用権設定まで結びつかないこともあります。今後も可能な限り広い面積を利用集積できるように、貸し手と借り手のマッチング調整をしていきたいと思っております。

議長

その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p> <p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和4年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>

令和4年7月 飯能市農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年7月25日（月曜日）								
開催場所	飯能市役所本庁舎別館会議室3								
開会・閉会時刻	開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分								
議事参与者 (出席委員8名) (推進委員0名)	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	
	1番 吉田 勝紀	出	2番 綿貫由美子	欠	3番 利根川 哲	出	4番 江原 良弘	出	
	5番 肥沼 健一	欠	6番 柏崎 光一	出	7番 大河原佐智子	出	8番 小谷野伸一	出	
	9番 梶川 政夫	出	10番 大久保博司	出					
	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	氏名	出欠	
	1番 内野 博司	欠	2番 大野 忠司	欠	3番 落合 久明	欠	4番 河野 和昭	欠	
	5番 古谷 英紀	欠	6番 保谷 剛正	欠	7番 松本 健一	欠	8番 的板 徳市	欠	
	9番 吉田 彰宏	欠							
	議案説明者	大久保 雅人							
事務局（書記）	宮本一也 馬場宏幸 中島昌子 片野陽介								

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p> <p>4. そ の 他</p> <p>5. 閉 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員10名中8名出席により成立) (農地利用最適化推進委員9名中0名出席) ※新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、出席人数を制限して総会を開催 ・ 会長より開会を宣言した。(午後1時30分) ・ 議長が指名することで全委員異議なく4番江原良弘委員、6番柏崎光一委員に決定した。 ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について ・ 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について ・ 報告第1号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知について ・ 報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について ・ 報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について ・ 報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約について 【1】令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会について ・ 事務局から8月22日に開催される研修会の案内を行った。 ・ 会長職務代理より閉会を宣言した。(午後3時30分)

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字前ヶ貫字ヤワタ地内にある畑2筆、面積721㎡でございます。農地の現況は保全管理されておりました。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では圃を作付けするということです。</p> <p>また、通作については会社から当該農地まで4kmの距離にあり車で約10分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を拡大するものでございます。</p> <p>農地所有適格法人とは、一定の要件を満たすことで農地を取得することができる法人のことです。</p>

譲受人については、農地所有適格法人の4つの要件をすべて満たしております。

続きまして、第2条の規定による農地所有適格法人の要件についてご説明いたします。

1つ目、登記簿により、法人の主たる目的が農林水産省令で定めるものと確認しております。

2つ目、議決権の過半が次にあげるいずれかであるかについては、株主でもある申請者が「その法人の農業に常時従事する者」に該当します。

3つ目、その法人の常時従事者たる構成員の過半が次の条件を満たすかですが、「株式会社にあつては取締役の数の過半を占めていること」に該当することを登記簿により確認しております。

4つ目、次のいずれかの条件を満たして営農に常時従事することですが、「株主であり取締役である申請者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に60日以上従事すると認められるもの」に該当することを管理日報により確認しております。

以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものです。

譲受人は、東京都青梅市に所在地を置く法人です。

譲受人は、現在、青梅市ほか複数市にて、櫛及び一部、露地野菜を生産し、加工・販売を行っております。

今回、譲受人からは、櫛の作付計画が提出されています。

所有する農地は、近隣市ほか遠方にもございます。

また、通作に関しては、役員3名が常時従事者として農作業に従事します。都内の会社から当該農地まで4kmの距離にあり車で約10分程度であり、通作には問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、ユンボ2台、耕うん機3台、コンバイン1台、軽トラ5台、ユニック付トラック1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられますので問題ございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

	補足説明は以上です。
議長	同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。
10番	同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
議長	当法人は所有農地および借入農地すべてを3名で農作業従事しているということですか。
事務局	申請上は、今回の申請農地を3名で農作業従事するということです。
4番	経営面積は、山林も含まれておりますか。
事務局	農地だけの面積です。
議長	その他、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。 なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2については、大字阿須は地区担当委員の大久保博司委員より、大字芦荻場は、地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。
10番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報

告します。

申請地は大字阿須字上河原地内にある畑1筆、面積410㎡でございます。
農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では麦を栽培するということです。

また、通作に関しては、施設から農地までは車で約数分ですので、通作には問題ないと考えます。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

続けて、小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、7月16日に河野和昭推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字芦荊場字小栗地内にある畑1筆、面積773㎡でございます。
農地の現況は梅畑がある状態です。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では麦を栽培するということです。

また、通作に関しては、施設から農地までは車で約数分ですので、通作には問題ないと考えます。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

譲受人は、市内にあります障がい者福祉施設を運営しています。

申請地を取得し、社会福祉事業の一環として農作業を拡大したく申請するものでございます。同施設は就労継続支援B型及び生活介護の多機能事業所であり、利用者が携わる作業として菓子パン等の製造販売をしており、麦の栽培に取り組む計画をしています。

また通作に関してですが、施設から農地までは車で約数分ですので、通作可

能であると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、機械の所有状況および作業員数に関する農地法第3条第2項第1号には該当しません。ただし、耕うん機1台の所有と1台のリース、バインダー2台のリース、その他必要な農機具を所有しています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、常時営農する要件である農地法第3条第2項第4号には該当しません。

5つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、下限面積の要件である農地法第3条第2項第5号には該当しません。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

大久保博司委員、小谷野伸一委員、両委員にお伺いいたします。

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員、河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

8番

梅の木が抜根されれば、良い畑になるという意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

9番

今回の申請に、梅の木の抜根計画は提出されているのでしょうか。

事務局

梅の木の抜根計画については、聞き取りはしております。今後、具体的な抜根計画について申請人に確認していきたいと思っております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-3及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-3及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字大西畑地内にある畑7筆、面積886㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではカ

ポチャ、トマト、ハクサイ、ブルーベリーなどの露地野菜を作付けするとのこと
です。

また、通作については居住予定地に隣接しておりますので、特段の問題は
ないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当である
と思います。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につ
いて、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しまし
たので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字大西畑地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、隣接する農地もありませんので特段問題はないと
考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えておりま
す。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について
補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。

譲受人は現在、所有マンションを売却し、夫婦それぞれの実家にて居住をし
ています。

農作業については、夫婦で耕作をします。農作業経験については夫が3年、
妻は6年であり、共に実家の畑の農作業の手伝いをした経験があります。

また、今回、申請地の隣接地に農地法第5条の申請により住宅を新築し、妻
と共に自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からはカボチャ、トマト、ハクサイ、ブルーベリーの作付け計画が提
出されております。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接しておりますので、通作には
全く問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機3台を所有してい

ます。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5 aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

本申請は、飯能住まい制度としては、63件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

議長

6 番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 3 及び議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5 - 1 について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3 番

隣接農地に栗の大木がありますが、農作業への支障はありませんか。

事務局

特に支障はありません。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 3 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての整理番号 5 - 1 について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。

続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 4 について審議いたします。

なお、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による整理番号 3 - 4 及び議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-4及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にある畑1筆、面積765㎡でございます。農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の開始のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、タマネギなどの露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については居住予定地に隣接しておりますので、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、茶畑や梅の木などがありますが特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。</p>

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。
譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。
譲受人は現在、相模原市の賃貸アパートに妻と子の3人で居住しています。
農作業については、夫婦2名で耕作をします。申請人の農作業経験につきましては学生時代に農業実習を行なった経験があります。

また、今回、申請地の隣接地に農地法第5条の申請により住宅を新築し、妻と共に自家消費を目的とした農業をするため申請するものです。
譲受人からは今回、キュウリ、タマネギ、小松菜などの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接しておりますので、通作には全く問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

- 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。
- 2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を導入予定です。
- 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
- 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
- 5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。
- 6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

本申請は、飯能住まい制度としては、62件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用区域域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

- 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。
- 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりませ

ん。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番

申請人は初めて農業を開始するとのことですが、指導などを受ける予定でしょうか。また、申請人の年齢を教えてください。

事務局

飯能住まい制度を活用した移住者を対象に支援制度があり、この方には農業普及員による指導を依頼する予定です。申請人の年齢は、29歳です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、7月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字上畑字大西畑地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、北側に農地がありますが日照等、特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p>

申請人及び妻は、神奈川県横浜市の賃貸アパートにて妻と子の3人で居住をしております。

申請人及び妻は現在、都心にある職場に勤務しております。

以前より、夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

飯能住まい制度としては、61件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による

	許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。
3番	南東側に隣接する土地の地目は何でしょうか。
事務局	地目は農地です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。
4番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、7月20日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字下名栗字馬場地内でございます。 農地の現状は、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。 申請人は、現在、都内の所有マンションにて妻と子の3人で生活をしており

ます。

申請人はかねてより、自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、通勤に支障のない場所で条件に合う土地を探していたところ、今回の申請地が家庭菜園もでき、条件にも合うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費、造成費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番

特段問題ないとのことでした。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地には勾配がありますが、基礎工事で盛土をする計画なのでしょうか。

事務局

建物の基礎自体、勾配を活かした形で計画されています。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、7月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字前ヶ貫字登り戸地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、大字矢嵐地内の戸建て住宅にて妻と生活しております。

申請人は現在、今回の申請地付近においてアパート経営をしております。

このアパートが満室となっており収入も安定していることから今後の生活も考慮し、もう1軒建築を検討しておりましたが、今回の申請地以外に所有する土地がないことから今回の申請地への選定に至ったものです。

申請地の近隣には、大型薬局、スーパーマーケット、小・中学校等があり駅へのアクセスも良いことから、居住者の需要は十分に見込めるものと考えます。

また、所有農地については、必要最低限の転用計画とし、一部家庭菜園用としての農地を残す計画としております。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、7月16日に河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字川崎字下原地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

今回、当該申請地を選定した理由としては、携帯電話の通信エリアの拡大につき、既存基地局を増設する必要性があり、当該申請地を選定したものです。

また、当該申請地の隣接山林も候補地として検討しましたが地権者から樹木の伐採の了解が得られなかったことから、今回の申請地となったものです。

申請地を一時転用する理由については、申請地に鉄板を敷き、資材置き場とすること、また、クレーン車等の工事車両の駐車及び転回スペースを設ける必要があるためとなります。

申請年月日は、令和4年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して工事費に対

し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

8番

特段問題ないとのことでした。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

既存の携帯基地局が設置されておりますが、建て替えなのでしょうか。それとも増設ということでしょうか。

事務局

増設です。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知及び、報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出及び、報告第4号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。

事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。